

落合第六小学校 PTA 細則

慶弔細則

本細則は新宿区立落合第六小学校 PTA 規約第四十二条に基づくものである。

第一条 本細則は会員およびその家庭を対象として実施する。

第二条 教職員に慶事のある場合は次の金額を贈る。

- 一. 結婚の場合 三千元
- 二. 出産の場合 三千元

第三条 教職員に転退職の場合は三千元相当の記念品を贈る。
ただし、記念品の具体的決定は役員会に委ねる。

第四条 会員に下記の事故のあるときは見舞金、または香典として次の金額を贈る。

- 一. 会員および在校児童死亡の場合 香料 五千元
- 二. 教職員の配偶者、両親、子女死亡の場合 香料 三千元
- 三. 教職員の七日以上の入院および自宅療養一ヵ月以上の場合
見舞金 三千元

第五条 主事、校医、薬剤師および顧問死亡の場合 香料 三千元

第六条 主事の転退職および顧問退任の場合は三千元相当の記念品を贈る。
ただし、記念品の具体的決定は第三条但書の規定を準用する。

第七条 本細則に定める以外および本校外での事情が発生し、総会の決議によりえない特別の事情が生じたときは、実行委員会の決議により実施する。

同好会細則

本細則は新宿区立落合第六小学校 PTA 規約第四十二条に基づくものである。

第一条 本会は本校児童を介し学校と PTA 会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第二条 原則として同好会会員は落合第六小学校 PTA 会員、賛助会員および同好会 OB とする。

第三条 同好会活動中の事故には落合第六小学校 PTA 会員のみ PTA 補償が適用される。

第四条 同好会会員同伴の児童、幼児については会員の責任とし安全管理を徹底する。

第五条 同好会は、副会長が管理する。

賛助会員細則

本細則は新宿区立落合第六小学校 PTA 規約第四十二条および第四条二、に基づくものである。

第一条 賛助会員は本校 PTA の目的に鑑み、届出をなしたもののの中で実行委員会がこれを認めたものを言う。

第二条 賛助会員は本校 PTA の運営に関与しない。

第三条 賛助会費は一口千円（年会費）とし、一口以上納入するものとする。

第四条 賛助会費は PTA の本会計に計上する。

個人情報取扱細則

第一条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報を保護することを目的とする。

第二条 本会が取得する個人情報は「PTA 入会申込書」等により会長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 保護者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 児童の氏名、学年、学級

第三条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 委員・班員名簿の作成と配布
- (2) 校庭開放当番表の配布
- (3) 推薦委員会の活動
- (4) その他、PTAからの連絡事項

第四条 会員は自己の個人情報について、訂正または削除を求めることができる。申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を訂正または削除するものとする。ただし、既に会員に配布しているものに対しては訂正または削除の連絡をすることでこれに代えるものとする。

第五条 個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第六条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

付 記

本細則は平成4年4月18日より施行する。

本細則は平成6年4月1日より施行する。

本細則は平成7年4月1日より施行する。

本細則は平成24年4月1日より施行する。

本細則は平成29年5月12日より施行する。

本細則は令和2年2月4日より施行する。

P T A設立 昭和32年11月28日